

全国一斉パトロール実施結果報告(建設部局) (別紙1)

(件数)

		5月	10月
確認を行った現場数 (届出済工事、無届出工事、対象建設工事以外の合計)	建築物の解体工事	6,070	5,756
	建築物の新築工事	1,278	1,538
	建築物の修繕・模様替等工事	79	84
	土工事等	2,126	2,537
	合計	9,553	9,915
確認を行った無届出工事の現場数	建築物の解体工事のうち無届出工事	61	29
	建築物の新築工事のうち無届出工事	68	87
	建築物の修繕・模様替等工事のうち無届出工事	3	6
	土工事等のうち無届出工事	9	25
	無届出工事合計	141	147
建り法第14条に基づく助言※1 (分別解体等の不適正な実施に対して行うもの。例:建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工していない受注者等に対して行う)		14	15
上記のうち無届出(通知)工事に関するもの		0	0
建り法第14条に基づく勧告※1 (分別解体等の不適正な実施に対して行うもの。例:建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工していない受注者等に対して行う)		1	2
上記のうち無届出(通知)工事に関するもの		0	1
建り法第15条に基づく命令 (分別解体等の不適正な実施に対して行うもの。例:建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工していない受注者等に対して行う)		0	0
建り法第42条第1項に基づく報告の徴収※2 (分別解体等の適正な実施を確保するために分別解体等の実施の状況に関し報告を徴収するもの。例:無届出工事や虚偽の届出がされた工事等の概要を把握するため、発注者や受注者等に対して行う)		36	29
上記のうち無届出(通知)工事に関するもの		24	22
パトロール(人・時間)		14,986	14,924

※1:助言・勧告に従わないときには第15条に基づく命令を行う場合があり、これに従わない場合は告発の対象となる。
 ※2:関係者からの聞き取りの結果や提出された報告書、収集した資料などの内容に基づき、告発が適当であると考えられる場合は告発の対象となる。